

新たにグループを組んで、新たな取り組みにチャレンジする皆様へ

「足利市グループチャレンジ応援事業」

新商品の共同開発や販促キャンペーンなど市内事業者がグループを組んで新たなことにチャレンジし、市内の経済活性化を図る事業を支援します！

申請期間

令和5年4月3日（月）～

※令和6年3月29日（金）までに事業完了となることが条件です。

※本補助金の令和5年度予算は200万円となっています。

※予算の上限に達し次第終了となります。

※本補助金は書類選考があるため、交付決定まで時間がかかります。

補助金額

補助限度額50万円（補助率50%以内）

注意事項

★申請は事業実施前になります。申請前に相談を行う必要がありますので、事前に電話で予約をとっていただくようお願い致します。

【受付先】 足利市 産業観光部 商業にぎわい課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145

TEL：0284-20-2158

★国や県、その他市の制度による補助を受ける場合は対象外です。

★この補助金は書類選考があります。選考が通らない場合、補助金は交付されません。「毎年行っているイベントに感染症対策を施す」等は対象事業とはなりませんので、ご注意ください。

★その他にも注意事項がありますので、裏面のQRコード市公式ホームページよりご確認ください。



足利市 産業観光部 商業にぎわい課

〒326-8601 足利市本城三丁目2145

☎0284-20-2158

（8:30～17:15／土日祝を除く）

補助対象者

グループ

市内に店舗または事業所を有する中小企業者が3者以上集まった任意のグループ
ただし、商店街などの認定商業団体や足利繊維連合会の会員団体等は、本補助金の対象外です。

※グループを構成する事業者が（１）・（２）すべてに該当する中小企業者であること

- （１）中小企業基本法第２条第１項に定める中小企業者であること。
ただし、経済活動の活性化を図る活動を行うNPO法人は上記に含む。
- （２）市税に滞納がないこと。

ただし、下記の（１）～（５）のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- （１）足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は第６条に規定する暴力団密接関係者
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者。（ただし、第２条第６項第４号に規定するものを除く）
- （３）政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- （４）営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- （５）本補助金を交付するにあたり、当市が社会的な信頼及び公平性を損なうおそれがある者

補助対象事業の種類

- （１）共同販売促進イベント事業
- （２）新商品開発
- （３）販売促進・情報発信事業
- （４）その他市長が適当と認めるもの

★過去、補助対象となった事業について

連携して制作した商品のブランディング化（統一ロゴデザインやホームページの制作）、スタンプラリー事業、異業種の店舗が連携して行った販売促進イベント
etc…

▼本補助金ホームページのご案内

補助対象項目や注意事項など本補助金につきましては、市公式ホームページ内
でご案内を行っています。

詳細はこちらでご確認ください。

URL：<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000305/000699/p002686.html>

本補助金HP

